

令和2年度 第7回建築審査会

議案第9号 質問に対する回答

No.	質問	質問に対する回答
1	もともとの不適合部分は、今回増築対象とは関係のない北西角の建物（38-1）の日影と理解して良いか教えてください。	日影規制が適用される以前から不適合となっている部分は、既存住棟（38-1）及びその東側の既存住棟（37-1）の日影となります。
2	議案書「前回許可時」に対して、「今回計画」は日影が減少しています。これは、平均地盤面の高さの変更によるものですね。市の基準は今回計画を前回許可の地盤面で算定した「今回計画、前回許可時」と比較するというものですので、「今回計画、前回許可時」と「前回許可時」の図面をみて日影を増加させていないことを確認すればいいということでしょうか。	その通りです。
3	議案書「高さ」の申請部分が14.188mとあります。参考資料では、増築部の最高高さは13.880mと表現されています。測り方が違うのでしょうか。	議案書に記載している申請部分の最高高さ14.188mは、今回計画のエレベーター棟15棟のうち、建物の平均地盤面からの最高高さが最も高くなる40号棟北側EVの高さを記載しております（建物平均地盤面＝基準点＋51.225m）。参考資料に記載の増築部の最高高さ13.800mは、各設計GL（40号棟北側EVの設計GL＝基準点＋51.613m）からの高さであり、測定する基準点が異なっております。